

クローバー成田訪問介護
指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 成田エコハウス株式会社が運営するクローバー成田訪問介護（以下「事業者」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、各指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クローバー成田訪問介護
- (2) 所在地 千葉県成田市飯仲 28 番地 3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は1名とし、事業所における訪問介護員等の従業者の管理、指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況を把握しその他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護の事業実施を適切に実施できる様、遵守すべき事項について指揮監督する。
- (2) サービス提供責任者は1名以上とし、介護福祉士又は実務者研修終了相当の者とし、訪問介護計画書の作成等を行い、指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等を行う。
- (3) 訪問介護員等は常勤換算で2.5以上とし、指定訪問介護の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了者又は生活援助従事者研修課程修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び窓口開設時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 365 日
- (2) 営業時間 24 時間
- (3) 営業日時は上記のとおりとするが、相談・問い合わせ等に対する受付は緊急時、もしくは事前の申し込みがある場合を除き、原則的に平日の 9 時から 17 時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、算定基準に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合欄に記載された、負担割合分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は成田市・富里市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 指定訪問介護の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。
3. 指定訪問介護の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときはこれを提示する。

(緊急時の対応)

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2. 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
3. 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。

2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たって利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2. 事業所は、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由やその他必要な事項を記録するものとする。

(1) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催するとともにその結果について介護従業者その他の従業者への周知徹底する。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施。

(業務継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を開催(半年に1回以上)し感染予防に関する対策を協議し対応指針等作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(苦情・ハラスメント処理)

第16条 事業者は、自ら提供した指定訪問介護に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4. 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その

完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
2. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 職員は、業務上知り得た個人情報を決して漏洩しない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において当該従業員の知り得た個人情報の保持を行うものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、成田エコハウス株式会社との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

平成29(2017)年8月1日	変更
令和元(2019)年6月1日	変更
令和2(2020)年6月23日	変更
令和3(2021)年6月1日	変更
令和4(2022)年4月1日	変更
令和6(2024)年4月1日	変更